

## 土地の所有者・ヤードの設置者へのお願い

土地やヤードを貸したり売ったりしようとする場合は、不法ヤードとして使用されるおそれがないか、十分に確認してください。

万一、貸している土地やヤードが不法ヤードとして使用されていると思われるときは、関係機関に通報してください。

## 違反への対処

必要があれば、ヤード内に立ち入って検査や質問をします。

この条例の義務に違反した場合、最高で1年の懲役刑が科せられます。

### 留意点

- 立入検査の際には、警察官が同行することがあります。

### 問い合わせ先

#### ●自動車ヤード条例関係一般

千葉県環境生活部ヤード・残土対策課 自動車ヤード対策班  
☎043-223-4722  
各地域振興事務所

#### ●自動車リサイクル法関係

千葉県環境生活部ヤード・残土対策課 自動車ヤード対策班  
☎043-223-4658  
各地域振興事務所  
各政令市・中核市

#### ●古物営業法関係

千葉県警察本部 風俗保安課 ☎043-201-0110(代表)

#### ●ヤードの犯罪関係一般

千葉県警察本部 国際捜査課 ☎043-201-0110(代表)  
各警察署

# 自動車ヤード条例

(千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例)

ヤード内の自動車の部品から油などが周辺に流出したり、盗難など不正に取得された自動車の部品がヤード内に保管されている事案があります。

そこで千葉県では、県民の皆さまの生活環境を保全し、平穏な生活を確保するため、自動車ヤード条例(通称)を制定しました(平成27年4月1日施行)。

ヤードの運営者は、各関係法令のルールに加えて、新たに本条例のルールも守る必要があります。

また、ヤードの設置者や土地の提供者も、ご協力をお願いします。

- ◆千葉県内のヤードにおける自動車部品の保管又は分離を規制する条例の施行日は、平成27年4月1日です。
- ◆既に自動車部品の保管又は分離をしている場合についても、規制の対象となります。
- ◆この条例の規制の対象となる「ヤード」は、エンジンやプロペラ・シャフトなどの自動車部品の保管又は分離の用に供する施設です。周囲の一部にでも板塀やコンテナなどがあれば、規制の対象です。
- ◆例えば、自動車リサイクル法では許可が不要なハーフカット車から自動車部品を分離する行為も、この条例の規制の対象です。

千葉県

## ヤードとは？

この条例の規制の対象となる「ヤード」は、エンジンやプロペラ・シャフトなどの自動車部品の保管又は分離の用に供する施設です。

### 留意点

- 周囲の一部にでも板塀やコンテナなどが存在すれば、完全に囲まれていなくても規制の対象となります。
- 業として行っていない場合は、300㎡未満は適用除外となります。しかし、業として行っている場合は、面積にかかわらず全てが規制の対象となります。
- オートバイなどの部品はこの条例の規制の対象外ですが、中古の四輪自動車の部品を併せて扱っていれば規制の対象となります。
- ハーフカット車の保管についても、この条例の規制の対象となります。
- この条例は、道路運送車両法の認証を受けた自動車分解整備事業者には、原則として適用されません。

## 届出義務

ヤード内で自動車部品の保管や分離をしようとする場合は、これらの行為に着手する前に、知事に届出をしなければなりません。

この条例の施行の際、既にこれらの行為を行っている場合も、知事に届出をしなければなりません（平成27年6月30日まで）。

### 留意点

- この義務は、自動車リサイクル法の解体業の許可を受けている者には、原則として適用されません。
- 届出書の提出部数は、2部です。記載事項は、ヤードの所在地、規模、設備、油などの浸み出し防止措置の内容などです。添付書類は、見取り図やヤードの使用権原を証する書類などです。
- 届出後に変更があった場合や、休止したり廃止したりした場合なども、知事にその旨を届け出なければなりません。
- 届出をした者は、ヤードごとに、届出番号などを記載した標識を掲げなければなりません。

## 油などの浸み出し防止の措置義務

自動車部品に用いられる油などがヤードにおいて地下に浸透しないように、床面を鉄筋コンクリートなどで造らなければなりません。

自動車部品に用いられる油などがヤードから流出したりしないように、屋根、覆いなどを備えなければなりません。

この条例の施行の際、既にヤード内で自動車部品の保管や分離をしている場合は、平成27年6月30日までにこれらの措置を講じなければなりません。

### 留意点

- この義務は、自動車リサイクル法の解体業の許可を受けている者には、原則として適用されませんが、自動車リサイクル法に基づく義務を履行する必要があります。

## 原動機（エンジンやモーター）の取引をする際の義務

原動機を受け取ろうとする際には、相手方の取引担当者の氏名、住所などを確認しなければなりません。

原動機を受け取ろうとする際に、そのエンジンなどが盗難品などの疑いがあった場合は、直ちに警察に申告しなければなりません。

原動機の取引の記録を作成し、3年間保存しなければなりません。

### 留意点

- これらの義務は、古物営業法の営業許可を受けている古物商には、同法と重複する部分については適用されませんが、古物営業法に基づく義務を履行する必要があります。
- 取引担当者の氏名、住所などの確認は、規則で定める方法によらなければなりません（古物商は、古物営業法が求める確認の方法と同じです。）。
- 記録は、規則で定める様式「原動機取引記録簿」によらなければなりません。記載事項は、取引年月日、原動機の品目・特徴、取引の相手方・取引担当者などです。